

- ◆1面
  - 投票できる方
  - 投票所変更のお知らせ
- ◆2面
  - 期日前投票のご案内
  - 投票所整理券
- ◆3面
  - 投票所における新型コロナウイルス感染症対策について
- ◆4面
  - 各種不在者投票のご案内
  - 選挙公報の配布

あなたの思い、その一票で伝えよう！

## 投票日

# 参議院議員選挙

## 7月10日(日)

【公示日6月22日(水)】

※投票時間は午前7時～午後8時です



区選挙管理委員会では、期日前投票所を含む全ての投票所において、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底したうえで、選挙を実施いたします。有権者の皆様にもご協力をお願いします(詳しくは、3面をご覧ください。)



### ◆今回の選挙で投票できる方◆

今回の参議院議員選挙で、新宿区で投票できるのは「新宿区の選挙人名簿に登録されている、平成16年7月11日までに生まれた日本国民の方」です。なお、住所に移動があった方は、以下をご覧ください。

#### ●新宿区に転入された方●

##### ■新宿区の選挙人名簿に登録される方

今回の選挙で新宿区の選挙人名簿に登録され、新宿区で投票できる方は、次の要件をすべて満たす方です。

- (1)平成16年7月11日以前に生まれた日本国民であること。
- (2)令和4年3月21日までに、新宿区で住民票の作成(転入の届出)がされていること。
- (3)令和4年6月21日まで、引き続き新宿区に住居登録があること。

##### ■前住所地で投票できる方

次の要件を全て満たす方は、「前住所地の区市町村」で投票できます。

- (1)平成16年7月11日までに生まれた日本国民であること。
  - (2)令和4年3月22日以降に、新宿区へ転入の届出をしていること。
  - (3)前住所地の選挙人名簿に登録があること。
- ※1 前住所地に3か月以上住んでいた場合、前住所地の選挙人名簿に登録されている可能性があります。
  - ※2 前住所地を転出した日から4か月を経過した場合は、選挙人名簿から登録がなくなります。
  - ※3 前住所地に投票用紙を請求し、新宿区で不在者投票ができることがあります。
  - ※1～3については、前住所地の選挙管理委員会へお問合せください。

#### ●新宿区内で転居された方●

- (1)令和4年6月10日(金)までに区内で転居の届出をされた方  
新住所の投票所で投票してください。
- (2)令和4年6月11日(土)以降に区内で転居の届出をされた方  
旧住所の投票所で投票してください。

#### ●新宿区から転出された方●

##### (1)令和4年3月22日以降に転出し、新住所地へ転入届をした方

新宿区の選挙人名簿に登録されている方は、新宿区で投票できます(新住所地では投票できません。)

※新宿区の選挙人名簿に登録されている方には「投票所整理券」を発送します。令和4年6月11日(土)以降に転出された場合は、新住所地に届くよう郵便局に転居届をお出しください。

※新宿区で投票できる方は、新住所地で不在者投票をすることもできます。詳しくは、新宿区選挙管理委員会までお問い合わせください。

##### (2)令和4年3月10日～令和4年3月21日の間に転出の方

- ①新住所地で選挙人名簿に登録された方(令和4年3月21日までに新住所地へ転入届をした方)は、新住所地で投票できます(新宿区では投票できません。)
- ②新住所地で選挙人名簿に登録されない方(令和4年3月22日以降に新住所地へ転入届をした方)で、新宿区の選挙人名簿に登録されている方は、新宿区で投票できます。また、新宿区で投票できる方は、新住所地で不在者投票をすることもできます。

##### (3)令和4年3月9日以前に転出の方

- ①新住所地で選挙人名簿に登録された方(令和4年3月21日までに新住所地へ転入届をした方)は、新住所地で投票できます(新宿区では投票できません。)
- ②新住所地で選挙人名簿に登録されない方(令和4年3月22日以降に新住所地へ転入届をした方)で、新宿区で選挙人名簿に登録されている方は、新宿区を転出した日から4か月を経過しない間は、期日前投票ができる場合があります。詳しくは、新宿区選挙管理委員会にお問合せください。

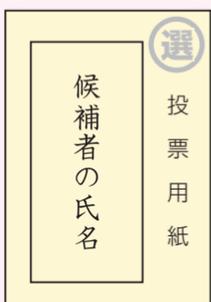
※「転出した日」は届出をした日ではなく、「実際に引越した日」です。

※新宿区を転出した日から4か月を経過した場合は、選挙人名簿から登録が無くなります。

### ◆投票の方法◆

参議院議員選挙の投票は2種類です。投票所では「東京都選出」「比例代表選出」の順に行います。

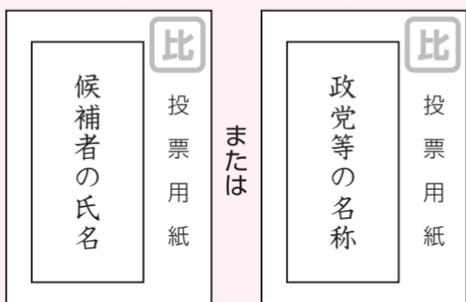
#### 【東京都選出】



(薄い黄色の投票用紙)

はじめに「東京都選出(選挙区選出)」の投票(薄い黄色)を行います。投票用紙には「候補者1名の氏名」を書いてください。候補者の氏名以外は書かないでください。

#### 【比例代表選出】



(白色の投票用紙)

次に「比例代表選出」の投票(白色)を行います。投票用紙には「候補者(名簿登載者)1名の氏名」か、または「政党等の名称」の、どちらか1つを書いてください。両方を書いたり、他の関係のない記載をしないでください。

### ◆身体の不自由な方には◆

#### ○代理投票

心身の故障等で、投票用紙に自書できない方は、投票所の係員が補助者としてお手伝いします。係員にお申し出ください。投票の秘密は守られます。

#### ○点字投票

目が不自由な方は点字投票ができます。投票所の係員にお申し出ください。

#### ○その他

すべての投票所・期日前投票所には、老眼鏡・点字器・文鎮・ルーペ・コミュニケーションボード・筆談ボード・車いす等を用意しています。車いすのまま利用できる記載台もあります。必要な方は、係員にお申し出ください。

### ◆投票所変更のお知らせ◆

7月10日(日)の投票日当日は、以下の投票所が変更になります。

投票区	令和3年衆院選(変更前)	今回(変更後)
第27投票所	区役所本庁舎 (歌舞伎町1-4-1)	区役所第一分庁舎 1階 (歌舞伎町1-5-1)
第41投票所	落合第二特別出張所 (中落合4-17-13)	落合第三小学校 (西落合1-12-20)
第44投票所	淀橋第四幼稚園 (北新宿3-17-1)	淀橋第四小学校 (北新宿3-17-1) ※幼稚園と同敷地内です

※詳しくは、ご自身の投票所整理券をご確認ください。